



環東地国発第100830006号

平成22年8月30日

青森の自然を考える会 様
赤石川を守る会 様
岩木山を考える会 様
日本野鳥の会弘前 様
青森県自然観察指導員連絡会 様

環境省東北地方環境事務所
国立公園・保全整備課長



申し入れ書について

日頃から国立公園の管理について、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、世界的に生物多様性保全の重要性が注目されており、国立公園においても生物多様性保全の屋台骨としての役割が期待されています。十和田八幡平国立公園においても、生物多様性の保全を図りつつ、持続的な利用を進めていくことは、貴重な自然環境を将来にわたって維持していく上で極めて重要なことと考えております。

一方で、国立公園では広く国民の皆様にも、そのすばらしい自然に触れることにより、自然への理解を深めていただくことも目的の一つとしており、利用者の方々が安全で、快適に国立公園を利用できるような環境を維持することも重要なことと考えております。

十和田八幡平国立公園の適正な管理にあたりましては、貴重な自然環境の保全と安全で快適な利用環境を両立するよう、関係機関とも協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

さて、この度は、国立公園の管理に対する貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。いただいたご指摘に、別紙のとおり回答させていただきます。

今後とも皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、適正な公園管理を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(別紙)

1. 青森の自然環境を考える会様他4団体様からのご要望について

(1) 再度の現地検討の実施について

奥入瀬溪流沿いの歩道及び車道については、毎年多くの利用者が利用する探勝歩道であり、施設管理者である青森県が、樹木医を同行した上でそれぞれの利用上の安全に影響を及ぼす範囲の樹木についてその状況を個別に確認して危険性を判断し、伐採等の必要性等の評価が行われています。

当省も関係者と共にこの作業に同行し、自然公園法の許認可を行う立場から伐採等が必要とされた樹木等について、その必要性の確認を行っています。

本伐採計画については利用上の安全を確保する上で必要最小限のものとしていることについてご理解願います。

(2) 伐採木数等についての報道と趣意書答弁との違いについて

ご指摘の報道は危険木(枯損等により伐採等の対応が必要な樹木をいう。以下同じ。)及び危険枝(枯損等により枝払い等の対応が必要な枝をいう。以下同じ。)について樹木の本数で集計しているのに対し、質問趣意書の答弁書は危険木の幹の数と危険枝の枝の数をそれぞれ集計した数字となっております。

したがって、両者の違いは集計方法の違いによるものであり、調査結果の違いはありません。

内 訳	質問趣意書	報 道
危険木の数 94本(樹木本数:94本)	94本	1145本
危険枝の数 1825本(樹木本数:1051本)	1825本	(94+1051)
監視木数 44本(樹木本数:44本)	44本	44本

2. 青森県自然観察指導員連絡会様からのご提案について

今回ご提案いただいた点につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

22三上管第474号
平成22年8月30日

青森の自然環境を考える会 様
赤石川を守る会 様
岩木山を考える会 様
日本野鳥の会弘前 様
青森県自然観察指導員連絡会 様

林野庁 東北森林管理局
三八上北森林管理署長



申し入れ書について

日頃より国有林野事業の管理経営にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。
平成22年7月13日付けで申し入れのありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

奥入瀬溪流沿いの歩道及び国道に係る枯損木等の伐採等については、施設管理者である青森県が、施設利用者の安全の観点から、周辺の立木について調査し、その危険性を判定するとともに、伐採等の措置の必要性を判断しています。

当署としても立木の所有者としての立場から本調査に同行し、青森県により伐採等が必要と判断された立木について、その必要性を確認しています。

なお、青森県自然観察指導員連絡会様からのご提案につきましては、自然公園行政の担当機関から具体的な要請等があれば適切に対応して参ります。

青自然 第 318号
平成22年 8月31日

青森の自然を考える会 御中
赤石川を守る会 御中
岩木山を考える会 御中
日本野鳥の会弘前 御中
青森県自然観察指導員連絡会 御中

青森県環境生活部自然保護課長



申し入れ書について（回答）

日頃から、本県の自然保護行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度は、奥入瀬溪流歩道の安全管理について、広範にわたり御提言をいただき、ありがとうございました。“再度の現地検討の実施”や“伐採本数等に係る報道と趣意書答弁の違い”については、それぞれ商工労働部観光企画課及び県土整備部道路課から回答をすることとしています。

また、青森県自然観察指導員連絡会から、御提言をいただきましたいくつかの事項につきましては、本職としても今後の業務の参考とさせていただきたいと考えています。

自然公園の適正な管理については、貴重な自然環境の保全と利用の両面の観点から検討を行うことが重要であり、今後とも関係機関と連携して貴重な自然が損なわれないよう適切な対応をして参りたいと考えていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

青道第 458 号
平成 22 年 8 月 27 日

青森の自然環境を考える会 殿
赤石川を守る会 殿
岩木川を考える会 殿
日本野鳥の会弘前 殿
青森県自然観察指導員連絡会 殿

青森県県土整備部
道路課長



申し入れ書について（回答）

平成 22 年 7 月 13 日付けの申し入れにつきまして、以下のとおり回答いたします。

奥入瀬渓流沿いの国道 102 号に係る枯死木の伐採及び枯死枝の除去につきましては、枯死木及び枯死枝が判別できる、春先の新芽が出た後に、関係機関である環境省十和田自然保護官事務所、林野庁三八上北森林管理署、十和田市教育委員会、青森県（自然保護課、道路課、上北地域県民局地域整備部）、樹木医の合同で調査しています。

調査は、道路上に倒木すると認められる枯死木や、道路上に落下した枯死枝が道路利用者に危害がおよぶと思われる立木を抽出しており、処理についても自然環境保護の観点を踏まえ、関係機関による協議・合意のもと、必要最小限のみ行なうこととしております。

なお、平成 22 年度の調査において伐採予定の枯死木は、子の口～焼山間で 73 本、枝だけを処理する立木が 766 本（枝の数 1,426 本）、監視木の 29 本となっております。

国道 102 号を管轄する道路課及び上北地域県民局地域整備部では、道路利用者の安全を確保するため、今後も必要最小限の範囲で調査及び処理をすることとしておりますので、申し入れ者各位のご理解をお願いいたします。

青観 第 203 号
平成 22 年 8 月 30 日

青森の自然環境を考える会 殿
赤石川を守る会 殿
岩木山を考える会 殿
日本野鳥の会弘前 殿
青森県自然観察指導員連絡会 殿

青森県商工労働部観光局観光企画課長



申し入れ書について（回答）

平成 22 年 7 月 13 日付けで申し入れのありましたことにつきましては、以下の通り回答いたします。

奥入瀬溪流歩道に係る枯死木の伐採及び枯死枝の除去につきましては、枯死木及び枯死枝が判別できる、春先の新芽が出た後に、関係機関である環境省十和田自然保護官事務所、林野庁三八上北森林管理署、十和田市教育委員会、財団法人自然公園財団十和田支部、社団法人十和田湖国立公園協会、青森県（自然保護課、文化財保護課、観光企画課）、樹木医の合同で調査しています。

調査では、歩道上に倒木すると認められる枯死木や、歩道上に落下した枯死枝が歩道利用者に危害がおよぶと思われる立木を抽出しており、それらの処理については自然環境保護の観点も踏まえ、関係機関による協議・合意のもと必要最低限に限っているところです。

なお、平成 22 年度の調査において伐採予定の枯死木は、子の口～焼山間で 21 本、枯死枝だけを処理する立木が 285 本（枝の数 408 枝）、監視木 15 本となっています。

奥入瀬溪流歩道を管理する、青森県観光企画課といたしましては、歩道利用者の安全を確保するため、今後も同様な調査及び処理をすることとしておりますので、申し入れ者各位のご理解をお願いいたします。

十市教生第 394 号
平成 22 年 8 月 31 日

青森の自然環境を考える会 様
赤石川を守る会 様
岩木山を考える会 様
日本野鳥の会弘前 様
青森県自然観察指導員連絡会 様

十和田市教育委員会
教育長 米田 省三



申し入れ書に対する回答について

平成 22 年 7 月 13 日付け申し入れ書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

十和田市教育委員会では、文化財保護法に基づき奥入瀬溪流において現状変更を行う際の許認可事務の一部を所管しております。

申し入れ書にあります枯死木の伐採及び枯死枝の除去に関しては、管理者である青森県観光企画課、上北地域県民局道路施設課からの許可申請書に基づき、環境省十和田自然保護官事務所、林野庁三八上北森林管理署、財団法人自然公園財団十和田支部、社団法人十和田湖国立公園協会等の関係機関及び青森県樹木医会に所属する樹木医等と合同で現地確認を行い、人身の安全を確保するうえで必要最小限の伐採除去であるものに限り許可しております。

十和田市教育委員会では、今後も必要に応じて環境省や文化庁、県などの関係機関と協議しながら、奥入瀬溪流が適切に保護保全されるよう努めて参りますので、申し入れ団体各位のご理解とご協力をお願いいたします。